

親引けガイドライン

〔平成24年7月17日〕
日本証券業協会

引受会員が「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」という。）第2条第2項に定めるところにより親引けを行うに当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

なお、ここで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによるものとする。

1. 親引けに関しては、「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」が取りまとめた報告書「配分ルールのあり方について」（平成24年1月12日）において、発行者による株主や支配権の所在の恣意的な選択を抑止する、株式持合いを助長しない、特定の者に対する利益供与に用いられないようにするといった趣旨があり、会員による配分が発行者の意向のみを反映した不公正なものとなつてはならないと示している。

これを受けて、親引けは現在においても原則として禁止されており、親引けを行ったとしても配分規則第2条第1項の規定に反する配分とならないと引受会員が判断したこと等の要件に該当する場合に限り、例外的に親引けを行うことが認められるとされている点に留意する。

2. 1. を踏まえ、引受会員は、配分規則第2条第2項第1号の判断に当たっては、当該親引けの必要性及び内容について、当該親引けにより配分を受ける投資家による中長期的かつ安定的な保有の見込みも勘案しながら、例えば、当該投資家による発行者の経営に対する一定の関与がある場合にはその内容、当該親引けによる発行者の企業価値向上の可能性があること、当該親引けの背景における支配権争いの要素がないこと等を確認し、同条第1項の規定との整合性を確認すべきであることに留意する。

3. 2. の親引けの適否について検討するに当たり、例えば、以下のような場合に親引けを行うことは認められると考えられる。

(1) 株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券

イ 連結関係又は持分法適用関係を維持するために必要な場合

ロ 企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合

ハ 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するため又は当該関係を形成しようとする者が一定の株式を保有するために必要な場合

ニ 株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の10%を限度

として持株会等を対象とするとき。

- ホ 発行者（連結子会社又は持分法適用会社を含む。）の取締役等又は従業員若しくはその予定者に報酬、給与又は賞与として新株予約権を配分する場合
- ヘ 発行者のコーポレートガバナンス向上又は企業価値の向上（発行者の信用力の向上によるものを含む。）に資する機関投資家等に配分する場合

(2) 不動産投資信託証券

次のいずれかに該当する者に対する親引けの場合

- イ 当該不動産投資信託証券が投資証券である場合は、当該投資証券の発行者である投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う投資信託委託会社
- ロ イに掲げる者の株主
- ハ イに掲げる者の親会社等（一の会社の親会社及び一の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。）及び当該親会社等の親会社等
- ニ 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第3条第2号に規定するものをいう。）又は投資法人の資産として不動産等を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した者又は譲渡することに合意している者
- ホ ニに掲げる者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第7項に規定する特別目的会社（当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。）である場合には、それに出資している者
- ヘ ニに掲げる者が資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者

付 則

このガイドラインは、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

（注） 「本協会が別に定める日」は平成24年10月1日。

付 則（令4.6.10）

この改正は、令和4年7月1日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

（注） 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1項、第2項及び第3項本文を改正。

- (2) 第3項(1)ロ、ハを改正。
- (3) 第3項(1)へを新設。